



## 自動火災報知設備の経過措置終了について

### 自動火災報知設備の設置基準の見直し【平成27年4月1日施行】

(1) 次に掲げるものについては、面積に関係なく、自動火災報知設備の設置が必要な防火対象物、又はその部分として追加されました。

#### 消防法施行令 別表第1

- ① (5)項イ (旅館・ホテル等)
- ② (6)項イ (病院・診療所等) 及び(6)項ハ ((6) 項ロ以外の有料老人ホーム等)  
※いずれも利用者を入居させ、又は宿泊させるものに限る。
- ③ (16の2) 項に掲げる防火対象物(地下街)で、①及び②に供される部分

(2) 既存施設の経過措置期限 平成30年3月31日まで。

ただし、次のア～ウまですべてに適合するものにあつては、「設置完了報告書」(国費にて連動型住宅用火災警報器が安房郡市消防本部に譲与され、対象施設に無償譲与され設置したもの。)の提出により、自動火災報知設備の設置を要しません。

ア 延べ面積が300㎡未満の防火対象物

イ 改正政令の施行の際に特定小規模施設における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令(平成20年総務省令第156号)第3条第2項第2号イ及びロに規定する部分すべてに、現に連動型住宅用火災警報器(規則第23条第4項第1号二に掲げる場所を除き煙式であるものに限る。)が設置されているものであること。

ウ イに掲げる住宅用火災警報器は、交換期限(自動試験機能付きのものについては、機能異常の表示がされるまでの期間と製造年から10年間のいずれか短い期間。)を超えていないものであること。

※ 必要な消防用設備等及び各種届出については用途・規模により異なるため担当との事前打合せ及び現地調査にご協力をお願いします。



問合せ先  
消防本部 予防課 予防係  
TEL 0470-22-2235  
FAX 0470-22-6562